

議案第 4 5 号

総社市税条例の一部改正について

総社市税条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 3 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の改正により、特別償却設備に係る不均一課税の適用期間が延長されたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成 17 年総社市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 62 条の 3 略 2 前項の税率は、地域再生法省令第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、再生法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。 3 及び 4 略	第 62 条の 3 略 2 前項の税率は、地域再生法省令第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、再生法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。 3 及び 4 略

附 則
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市税条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設された特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。